

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和8年1月1日～令和12年12月31日までの5年間

2 内容

目標1：男性の育児休業の取得者を現状より改善する

<対策>

- 令和8年1月 法に基づく諸制度の調査。
- 令和8年3月 目標達成に向けて勤務や相談体制を整備する。
- 令和8年5月 社員に周知を図る。
- 令和8年11月 社員に再度周知を図る。

目標2：将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、育児休業制度等の制度についてのパンフレットを作成し、全社員に配布し制度の周知を図る。

<対策>

- 令和9年6月～ 社員のニーズの把握、検討開始
- 令和9年9月～ 制度導入
社内報や説明会による社員への短時間勤務制度の周知